

(趣旨)

第1条 この規則は、焼津市都市公園条例(昭和36年焼津市条例第25号。以下「条例」という。)第27条の規定により、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公園内行為又は有料施設の使用の許可申請)

第2条 条例第4条第1項又は条例第11条の2の許可を受けようとする者は、公園内行為・有料施設使用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為又は使用の日前10日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(公園施設の設置等の許可申請)

第3条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項又は法第6条第1項の規定により、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用について、市長の許可を受けようとする者は、公園施設設置許可申請書(第2号様式)若しくは公園施設管理許可申請書(第3号様式)又は公園占用許可申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為の日前30日までに提出しなければならない。

(許可事項の変更申請)

第4条 法第5条第1項、法第6条第1項、条例第4条第1項又は条例第11条の2の規定により許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、公園内行為・公園施設設置・公園施設管理・公園占用・有料施設使用許可変更申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第5条 市長は、第2条、第3条又は前条の規定により申請書の提出があつた場合において、支障がないと認めたときは、その者に公園内行為・公園施設設置・公園施設管理・公園占用・有料施設使用・公園内行為変更・公園施設設置変更・公園施設管理変更・公園占用変更・有料施設使用変更許可書(第6号様式)を交付する。

(使用料の減免)

第6条 条例第13条第2号の規則で定める障害者団体は、その構成員の過半数が障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、静岡県療育手帳交付規則(平成12年静岡県規則第89号)の規定により療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の交付若しくは同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者のうち、焼津市内に住所を有する者をいう。以下この項において同じ。)又は障害者を扶養する者であつて、その事業が障害者の福祉の増進に資するものとして、市長が認定した団体とする。

2 条例第13条第3号に規定する市長が必要と認める使用料の減免は、次の各号に定める場合とし、その額は当該各号に定めるところによる。

(1) 市内の保育園若しくは幼稚園の園児又は市内の小中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒が、教職員引率のもとに使用するとき 使用料の全額(有料施設に係る使用料については半額)

(2) 公共的団体が公共又は公益のために使用するとき 市長が定める額

(使用料の減免申請)

第7条 条例第13条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、公園使用料減免申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(保管した工作物等の公示場所等)

第8条 条例第19条第1項第1号の規則で定める場所は、工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)が放置されていた公園内の公衆の見やすい場所とする。

2 条例第19条第2項の規則で定める様式は、第8号様式とする。

3 条例第19条第2項の規則で定める場所は、公園の管理を主管する課とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条 条例第21条の規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 当該工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 入札執行の場所及び日時

(3) その他市長が必要と認める事項

(工作物等の返還に係る受領書の様式)

第10条 条例第22条の規則で定める様式は、第9号様式とする。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第11条 条例第25条の2第1項の規定により指定管理者が同項各号に掲げる業務を行う場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第2条第1項</u>	市長	指定管理者
<u>第4条</u>	市長	、法第5条第1項又は法第6条第1項の規定により許可を受けた者にあつては市長に、条例第4条第1項又は条例第11条の2の規定により許可を受けた者にあつては指定管理者
<u>第5条</u>	市長	市長又は指定管理者
<u>第7条</u>	市長	、条例別表第1に定める使用料のうち占用する場合に係るものの減免にあつては市長に、条例別表第1に定める使用料のうち行為をする場合に係るもの又は条例別表第2に定める使用料の減免にあつては指定管理者
<u>第1号様式</u> 、 <u>第5号様式</u> (公園内行為許可変更申請書又は有料施設使用許可変更申請書の場合に限る。)、 <u>第6号様式</u> (公園内行為許可書、有料施設使用許可書、公園内行為変更許可書又は有料施設使用変更許可書の場合に限る。)及び <u>第7号様式</u> (<u>条例別表第1</u> に定める使用料のうち行為をする場合に係るもの又は <u>条例別表第2</u> に定める使用料に係るものに限る。)	焼津市長	焼津市都市公園指定管理者

(指定管理者が管理を行う場合の特例)

第12条 第2条、第4条、第5条、第7条及び前条の規定にかかわらず、条例第25条の2第1項の規定により指定管理者が同項各号に掲げる業務を行う場合には、指定管理者は、市長の承認を得て、公園内行為の許可、有料施設の使用の許可その他の事務に関する手続及び様式を別に定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年12月24日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定にかかわらず、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日規則第16号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月14日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年2月19日規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月22日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1号様式から第5号様式まで、第7号様式及び第9号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第19号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月11日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の使用について適用する。

(準備行為)

2 改正後の焼津市都市公園条例施行規則の規定による減免の申請及びこれに関し必要なその他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式(第2条関係)

第1号様式(第2条関係)

公園内行為 有料施設使用		許可申請書	
		年 月 日	
(宛先) 焼津市長			
		申請者 住 所	
		氏 名	
		(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
		電 話	
公園の名称			
行為の目的			
行為の位置			
行為の内容			
行為の期間	年 月 日 時 分	から	日間
行為の使用面積	平方メートル		
有料施設の使用	照明施設使用 有 ・ 無		
	月 日	時 間	
		～	
		～	
		～	
その他の 必要な事項			

第2号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

公園施設設置許可申請書		
年 月 日		
(宛先) 焼津市長		
申請者 住 所		
氏 名		
(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)		
電 話		
設置しようとする公園施設	名 称	
	場 所	
設 置 の 目 的		
設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日間
使 用 面 積		平方メートル
公園施設の構造及び規模		
管 理 の 方 法		
工 事 実 施 の 方 法		
工事の着手及び完了の時期		年 月 日着手 年 月 日完了
原 状 回 復 の 方 法		
そ の 他 必 要 な 事 項		

注 設計書、仕様書及び図面等を添付すること。

第3号様式(第3条関係)

第3号様式(第3条関係)

公園施設管理許可申請書		
年 月 日		
(宛先) 焼津市長		
申請者 住 所		
氏 名		
(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)		
電 話		
管理しようと	名 称	
する公園施設	場 所	
管 理 の 目 的		
管 理 の 期 間		年 月 日から 日間 年 月 日まで
管 理 の 方 法		
そ の 他 必 要 な 事 項		

第4号様式(第3条関係)

第4号様式(第3条関係)

公園占用許可申請書			
年 月 日			
(宛先) 焼津市長			
申請者 住 所			
氏 名			
(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)			
電 話			
占用する公園の名称			
設置する工作物その他の物件又は施設の構造			
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年 年	月 月	日から 日まで 日間
占用の場所及び面積	平方メートル		
占用物件の管理の方法			
工 事 実 施 の 方 法			
工事の着手及び完了の時期	年 年	月 月	日着手 日完了
原 状 回 復 の 方 法			
そ の 他 必 要 な 事 項			

注 設計書、仕様書及び図面を添付すること。

第5号様式(第4条関係)

第5号様式(第4条関係)

公園内行為 公園施設設置 公園施設管理 公園占用 有料施設使用		許可変更申請書
		年 月 日
(宛先) 焼津市長		
		申請者 住 所 氏 名
		(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)
		電 話
既許可年月日及び番号	年 月 日 号	
変 更 す る 事 項		
変 更 す る 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		

第6号様式(第5条関係)

第6号様式(第5条関係)

公園内行為 公園施設設置 公園施設管理 公園占用 有料施設使用	公園内行為変更 公園施設設置変更 公園施設管理変更 公園占用変更 有料施設使用変更	許可書
住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名)		第 年 月 日 号 日
年 月 日申請のあつた		焼津市長 印
可します。		については、次のとおり許
記		
公園の名称		
許可の場所及び面積	平方メートル	
許可の事項		
許可の期間	年 月 日から 日 日	間
原状回復の方法		
使用料の額		
許可の条件		
その他必要な事項		

第7号様式(第7条関係)

第7号様式(第7条関係)

公園使用料減免申請書 年 月 日 (宛先) 焼津市長 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名) 電 話	
公 園 の 名 称	
使 用 年 月 日	
使 用 の 目 的	
減免を受けようとする理由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

第8号様式(第8条関係)

第8号様式(第8条関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整 理 番 号	保 管 し た 工 作 物 等			放 置 さ れ て い た 場 所	除 去 し た 年 月 日 時	保 管 を 始 め た 年 月 日 時	保 管 の 場 所	備 考
	名 称 又 は 種 類	形 状	数 量					

第9号様式(第10条関係)

第9号様式(第10条関係)

(宛先) 焼津市長 年 月 日 住所 返還を受けた者 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名(署名又は記名押印)〕 受領書 下記のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。 記	
返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた工作物等	整理番号
	名称又は種類
	形状
	数量
返還を受けた金額	